

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 2 8 日

静岡地方裁判所浜松支部民事部

裁判所書記官 堀場 早起子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 2 7 日 午前 8 時 3 0 分から 令和 7 年 9 月 3 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 9 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 静岡地方裁判所浜松支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 1 0 月 1 日 午前 9 時 4 5 分 場 所 静岡地方裁判所浜松支部民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 1 1 日 午後 1 時 0 0 分から 令和 7 年 9 月 1 2 日 午後 3 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 2 8 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、期間入札において買受申出がないときは開札日の翌日から原則 2 日間特別売却が実施されます。区分所有建物敷地部分が税額不明の場合下記税額欄には算入されておりません。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	12,985,000 10,388,000	一括	2,597,000	68,785	0
1	3,460,000				
2	5,000				
3	9,520,000				
</					



物 件 目 録

- 1 所 在 浜松市中央区新橋町字村中
 地 番 1 3 3 2 番 3
 地 目 宅地
 地 積 2 3 6. 3 8 平方メートル
- 2 所 在 浜松市中央区新橋町字村中
 地 番 1 3 3 2 番 4
 地 目 宅地
 地 積 1. 9 6 平方メートル
- 3 所 在 浜松市中央区新橋町字村中 1 3 3 2 番地 3
 家屋 番号 1 3 3 2 番 3
 種 類 居宅
 構 造 木造スレートぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 5 4. 6 5 平方メートル
 2 階 4 9. 6 8 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7 年 5 月 23 日

静岡地方裁判所浜松支部民事部

裁判所書記官 堀場 早起子

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、当係にお尋ね下さい。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 浜松市中央区新橋町字村中 |
| | 地 番 | 1 3 3 2 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 3 6. 3 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 浜松市中央区新橋町字村中 |
| | 地 番 | 1 3 3 2 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1. 9 6 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 浜松市中央区新橋町字村中 1 3 3 2 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 1 3 3 2 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 4. 6 5 平方メートル
2 階 4 9. 6 8 平方メートル |





令和6年(ケ)第71号

令和6年11月25日受理

令和6年12月27日提出

現況調査報告書

静岡地方裁判所浜松支部

執行官 小野 雅章

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 浜松市中央区新橋町字村中
地 番 1 3 3 2 番 3
地 目 宅地
地 積 2 3 6 . 3 8 平方メートル
- 2 所 在 浜松市中央区新橋町字村中
地 番 1 3 3 2 番 4
地 目 宅地
地 積 1 . 9 6 平方メートル
- 3 所 在 浜松市中央区新橋町字村中 1 3 3 2 番地 3
家屋 番号 1 3 3 2 番 3 .
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき 2 階建
床 面 積 1 階 5 4 . 6 5 平方メートル
2 階 4 9 . 6 8 平方メートル



不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり
住 居 表 示	(住居表示未実施)
土 地	物件 1、2
現 況 地 目	■宅地(物件 1、2) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形 状	■公図のとおり ■地積測量図のとおり(□備付なし) ■建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している
下 記 以 外 の 建 物 (目 的 外 建 物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
そ の 他 の 事 項	■別紙「その他の事項」記載のとおり
建 物	物件 3
種 類 , 構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種 類 : □構 造 : □床面積 :
物 件 目 録 に な い 附 属 建 物	■ない □ある { 種 類 : 構 造 : 床面積 :
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を居宅(空き家)として、占有している
上 記 以 外 の 敷 地 (目 的 外 土 地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
そ の 他 の 事 項	■別紙「その他の事項」記載のとおり
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	■ない □ある { 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	■建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

その他の事項

- 1 本件土地建物の占有状況について、本件調査に際し、本件所有者との面談はできなかった。
- 2 本件土地建物の形状及び所在場所等については、別紙「土地建物位置関係図（概略）」記載のとおりである。
- 3 本件土地における主な公法上の規制等、画地の状況、供給処理施設については、評価人作成の評価書を参照されたい。
- 4 本件土地は、東側幅員約3.3mの舗装市道（新橋5号線・建築基準法第42条第2項道路）に接面している。
- 5 本件建物は、経年相応の劣化した建物であり、特段の不具合箇所等は見受けられなかった。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣住人	本件建物は以前、A及びその家族が住んでいましたが、約半年前から居住者不在で空き家状態です。 (令和6年11月28日 聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年11月28日(木) 16:00-16:15	物件所在地	物件確認、写真撮影、近隣住人から占有状況につき聴取
令和6年11月29日(金) 2 15:10-15:20	1 当庁 2 静岡地方法務局 (浜松支局)	1 所有者に対し、現況調査期日通知書を送付(郵券110円) 2 隣接地の登記事項証明書、地積測量図写し各交付申請
令和6年12月16日(月) 1 9:20-9:30 2 10:00-10:30	1 浜松市役所 2 物件所在地	1 接面道路につき調査 2 立入調査、占有調査、写真撮影、評価人同行、現況調査実施通知書を郵便受けに投函

(特記事項)

☒ 令和6年12月16日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人B及び解錠技術者を同行して臨場したところ、目的物件は不在で玄関扉が無施錠であったため、立会人Bを立ち会わせ、無施錠の玄関から建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

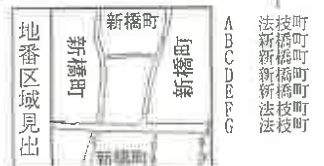
(5枚目)

【A3版をA4版に縮小】

(座標値種別：図上測定) -71881.023



-72006.023 (座標値種別：図上測定)



請求部	所在	浜松市中央区新橋町字村中				地番	1332番3			
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	VIII	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図	
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年10月7日
静岡地方方法務局浜松支局

地図整理番号：M65637
(1/1)

登記官

(6 枚目)



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年11月29日 静岡地方法務局浜松支局

令和6年11月29日

静岡地方法務局浜松支局

潤品屋

(8 枚目)

請求番号：51-1

(3/4)

13

地積測量圖

 $(2/2)$

五

1332, 1332-3 1332-4
1332-2 1332-6

土地の所在
浜松市南区新橋町字村中

求積表

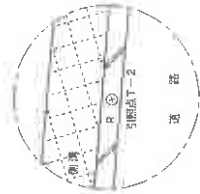
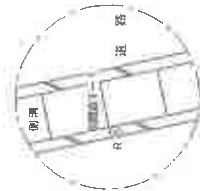
地 帶	① 1332	$\bar{X}_n$	Y_n	$\bar{Y}_{n+1}$	$Y_{n+1} - \bar{Y}_{n+1}$	$\bar{X}_n \cdot (Y_{n+1} - \bar{Y}_{n+1})$
N0		156.539	113.744	-0.137		-21.19843
X2		159.678	110.460	-14.783		-2360.113874
XK3		161.185	98.961	-36.107		-5819.905795
K4		160.755	74.353	-23.924		-3845.902520
K5		147.360	75.037	0.317		-46.713120
X6		144.639	74.670	7.871		1138.453509
C74		142.889	82.908	32.206		-4602.205194
SB73		138.487	106.876	24.163		3346.261381
K172		139.451	107.071	3.721		515.176171
CS15		150.141	110.597	6.673		1001.990853
			合計	合計		-1397.346804
				面積		698.67 ± 2

地 區	$\bar{X}_n$	$\bar{Y}_n$	$\bar{Y}_{n+1} - \bar{Y}_n - 1$	$\bar{X}_n \cdot (\bar{Y}_{n+1} - \bar{Y}_n - 1)$
NO				
C74	142.889	82.908	-25.777	-3652.507523
K176	133.236	81.999	21.715	2893.217470
SB169	138.905	104.523	24.850	3263.285250
586	135.423	105.949	2.253	305.105019
SB173	138.437	105.876	-23.041	-3190.578567
		合 計		-472.764581
		合 計	面 積	236.3847405
				236.38 $\approx$ 2

地 号	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_n$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_n)$	$Y_n \cdot (Y_{n+1}-Y_n)$
N0	128.869	104.820	1.520	195.88680	195.88680
K171	135.373	106.143	2.251	304.724623	304.724623
K172	138.451	107.071	6.733	101.484583	101.484583
SB173	138.487	106.876	-1.122	-155.382414	-155.382414
S86	135.423	105.949	-2.253	-305.100919	-305.100919
SB169	128.905	104.623	-1.129	-145.533745	-145.533745
			合 计	-3.934092	-3.934092
			合 计 面 積	1.9070460	1.9070460

地 号	① 332-5	$\bar{X}_n$	$\bar{Y}_n$	$\bar{Y}_{n+1} - \bar{Y}_n - 1$	$\bar{X}_n \cdot (\bar{Y}_{n+1} - \bar{Y}_n - 1)$
G69		123.162	79.213	11.843	1456.90766
K165		120.636	92.942	14.544	1754.52984
K167		125.062	93.757	10.555	1317.52370
S8168		123.272	103.477	10.856	1339.47552
S8169		126.905	104.623	-22.378	-2854.63090
K170		133.236	81.099	-25.410	-3385.82670
				合 計	-400.023576
				合 計 面 積	200.0117850
					200.01 亩

地 番	⑤ 1352-6	$\bar{y}_n$	y_n	$y_{n+1} - y_n - 1$	$\bar{y}_n \cdot \{y_{n+1} - y_n - 1\}$
NO		128.905	104.623	-1.343	-173.119415
S8169		123.272	103.477	-0.949	-116.985128
S8168		123.236	103.674	1.343	165.305648
N166		128.589	104.820	0.949	122.296681
R171				合 計	-2.301914
				合 計	1.1509570
				面 積	1.15 畝



恒久的地物座標值

点 名	X座標	Y座標
T-1	100.000	100.000
T-2	159.650	114.524

看
盛
佳

日期	1998年6月18日
姓名	王

图例: ①—白垩; ②—侏罗—白垩; ③—白垩—第三纪; ④—第三纪—第四纪; ⑤—第四纪; K—全统系; M—第三纪; KAT—全统系

人
世
間

1

100

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和6年11月1日 静岡地方支庁 松支局

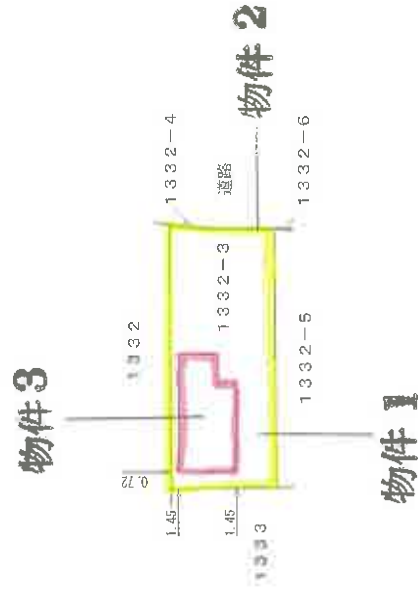
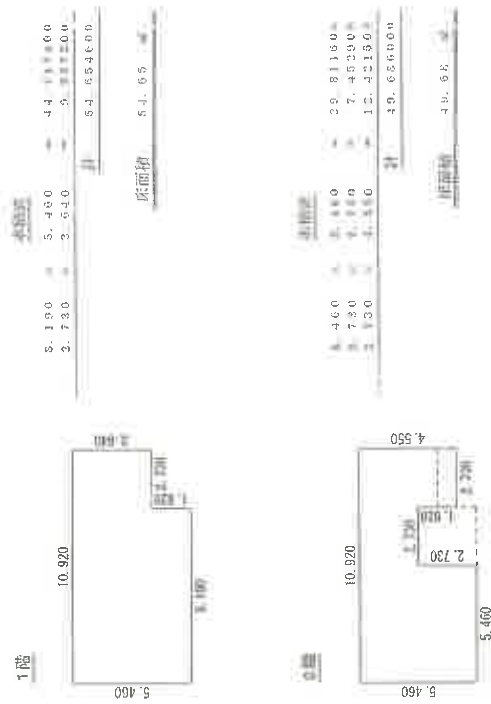
(9 枚目)

登記官

各階平面図

登録番号	1332番3
建物の所在	浜松市南区新橋町字村中1332番地3

各階平面図



作成者	250	申請人	500
250		500	

土地建物位置関係図（概略）



写真撮影の位置及び方向を示す。

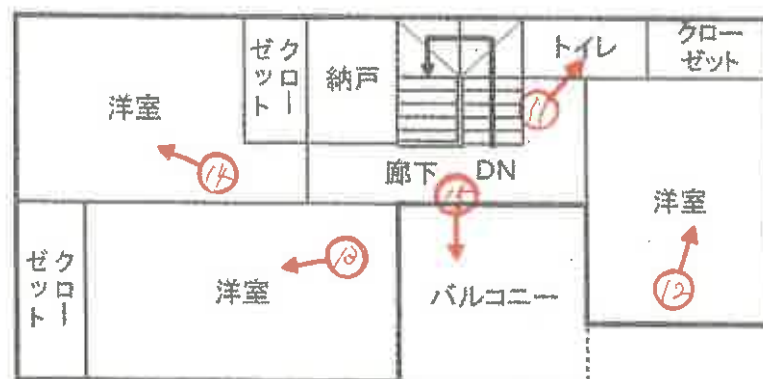
間取図

物件 3

1 階



2 階



 写真撮影の位置及び方向を示す。

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真7



写真8



写真 9



写真 10



写真 1 1



写真 1 2



写真13



写真14



写真15



令和 6 年 (ケ) 第 71 号
令和 6 年 12 月 16 日現地調査
令和 7 年 2 月 6 日評 価

静岡地方裁判所浜松支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

長島 和芳

物 件 目 録

- 1 所 在 浜松市中央区新橋町字村中
 地 番 1 3 3 2 番 3
 地 目 宅地
 地 積 2 3 6 . 3 8 平方メートル

- 2 所 在 浜松市中央区新橋町字村中
 地 番 1 3 3 2 番 4
 地 目 宅地
 地 積 1 . 9 6 平方メートル

- 3 所 在 浜松市中央区新橋町字村中 1 3 3 2 番地 3
 家屋 番号 1 3 3 2 番 3
 種 類 居宅
 構 造 木造スレートぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 5 4 . 6 5 平方メートル
 2 階 4 9 . 6 8 平方メートル



第1 評価額

一 括 価 格	
金 12,985,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 3,460,000円
物件2（土地）	金 5,000円
物件3（建物）	金 9,520,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件3の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件の表示

番号	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり	
2	物件目録記載のとおり	
3	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項		
※物件1の土地上に物件3の建物が存する。		

※現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位置・交通	J R 東海道本線「浜松」駅の南西方直線距離にて約 3.4 km に存する。（別添「位置図」参照）	
付近の状況	浜松市の南部に存する。一般住宅が多い中に寺社、駐車場、農地等が見られる地域。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別の規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 用途指定なし 60% 200% なし 市街化調整区域内の線引き前宅地
画地の状況	地積 形状 間口・奥行 地勢 接道状況	238.34㎡（物件1、2の合計） ほぼ長方形 間口約9.8m、奥行約24.5m ほぼ平坦 路面と等高に接面する中間画地
接面道路の状況	東側で幅員約3.3mの舗装市道（建築基準法上の道路）に接面している。※建築基準法第42条の2項道路である。	
土地の利用状況	現況利用…物件1は物件3の建物の敷地として利用されている。 物件2は2項道路からの後退（セットバック）部分で、現況は更地である。 目的外建物の有無…なし	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 あり （注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特記事項	※東側市道は建築基準法第42条の2項道路であり、物件2の土地は道路境界からの後退（セットバック）部分に該当する。	

2 建物の概況及び利用状況

(物件3)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日：令和3年12月10日新築（登記記載） 経 過 年 数：約3年 経済的残存耐用年数：22年程度
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：スレート葺 外 壁：サイディング等 内 壁：クロス等 天 井：クロス等 床：フローリング、畳等 設 備：電気、給排水、衛生等
床面積（現況）	ほぼ登記どおりとみられる。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：後添間取図参照
品 等	普通
保 守 管 理 の 状 態	普通
建 物 の 利 用 状 況	建物所有者が住宅（空き家）として占有している。 ※詳細は執行官の現況調査報告書を参照されたい。
特 記 事 項	※トイレは1階と2階に各1箇所ずつある。

第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件は郊外部に所在する戸建住宅とその敷地で収益物件ではないため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格により評価額を求めるものとする。

1 基礎となる価格

① 物件1、2（土地）

物件1、2の更地価格を算出し、これに建付減価等を行って建付地価格等を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	41,700	1.00	236.38	0.90	8,870,000
2	41,700	0.10	1.96	—	8,000
合 計					8,878,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査基準地 中央（県）－52

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $43,900\text{円}/\text{㎡} \times 99.8/100 \times 100/100 \times 100/105 \approx 41,700\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：地価調査基準地は街路条件が優る（＋）

イ 個別格差：物件1…なし

物件2…セットバック部分で建物建築不可（－）

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の状態等を考慮した。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価額を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価額 (円) ア×イ×ウ＝ エ
3	152,000	104.33	0.70	11,100,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して下記のとおり求めた。

経過年数3年、経済的残存耐用年数22年、観察減価20%

（耐用年数に基づく方法）（観察減価法）

$$\text{現価率} = 22\text{年} \div (3\text{年} + 22\text{年}) \times (1 - 0.20) \div 0.70$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権価格 (円) ア×イ＝ウ
1	8,870,000	0.40	法定地上権	3,550,000
2	8,000	—	—	0
合 計				3,550,000

イ 土地利用権等割合：

物件1の土地上に物件3の建物のための法定地上権が成立すると判断し、その割合を40%と査定した。物件2の土地には物件3の建物のための土地利用権は成立しないと判断した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	8,870,000	－ 3,550,000		—	0.65	3,460,000
2	8,000	－ 0		—	0.65	5,000
3	11,100,000	＋ 3,550,000	—	—	0.65	9,520,000
一 括 価 格 (合 計)						12,985,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：なし

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 中央（県）－52

所 在：浜松市中央区新橋町字村南1850番

価 格：43,900円／㎡

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：201㎡

供給処理施設：水道、下水道

接 面 街 路：北側8.2m県道

用 途 指 定 等：市街化調整区域(建ぺい率60%、容積率200%)

地 域 の 概 要：一般住宅のほか店舗等も見られる県道沿いの住宅地域

第7 附属資料

1 位置図

2 公図写

3 建物配置図

4 間取図

以 上

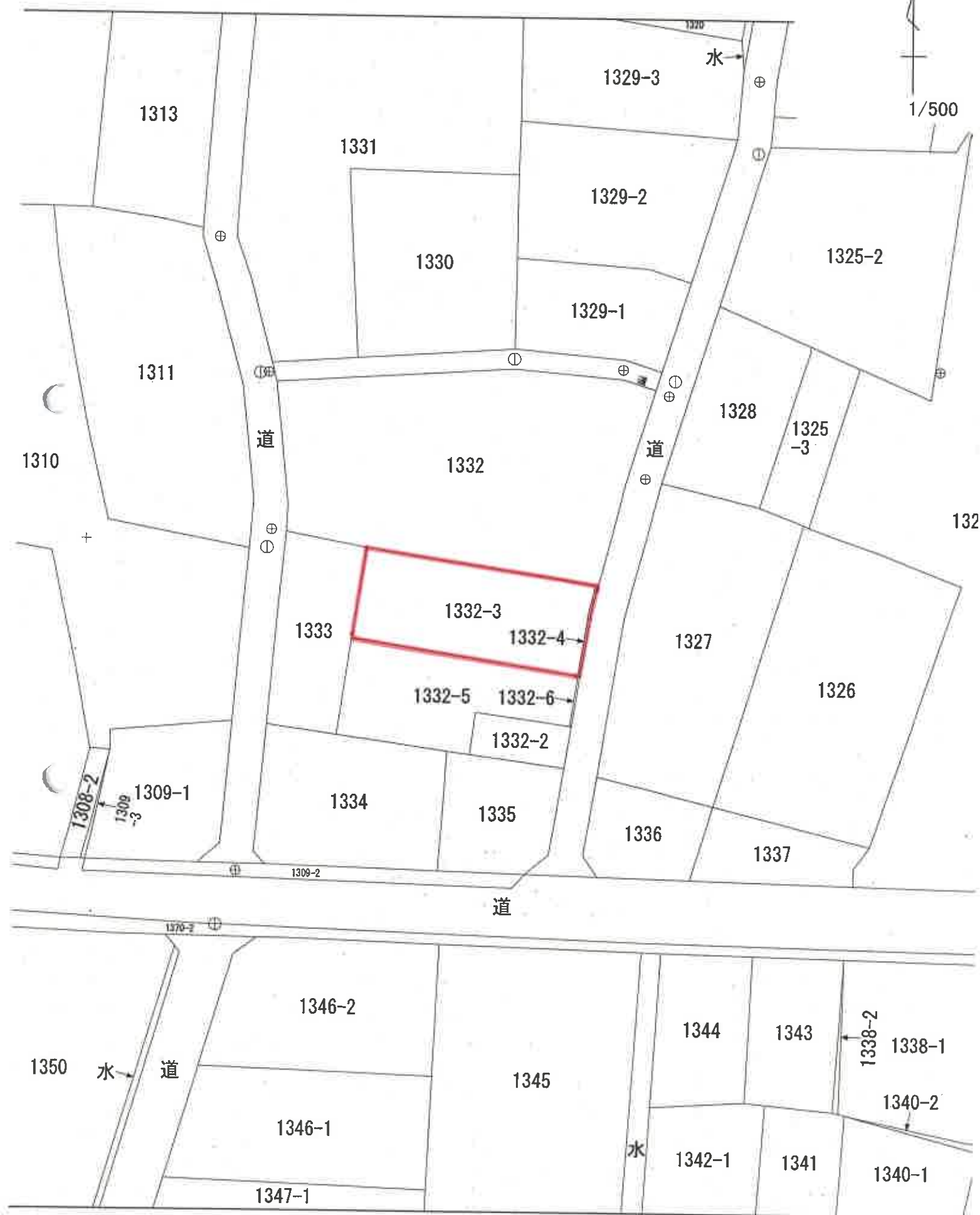


1 : 10,000 相当

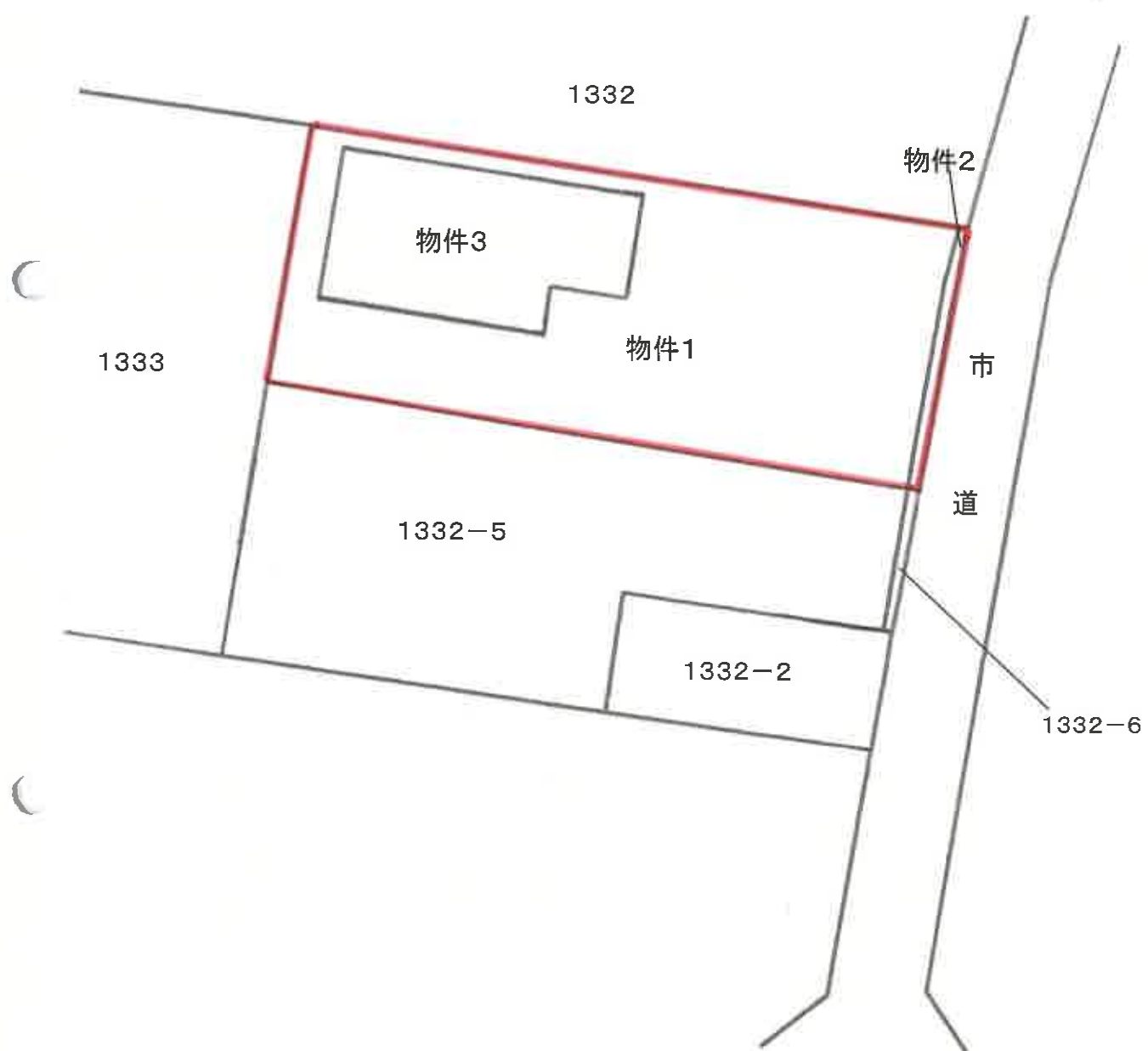
地図上の1センチは 約 100メートル
印刷中心は 東経 137度43分13秒 北緯 34度41分19秒

公函(写)

1/500



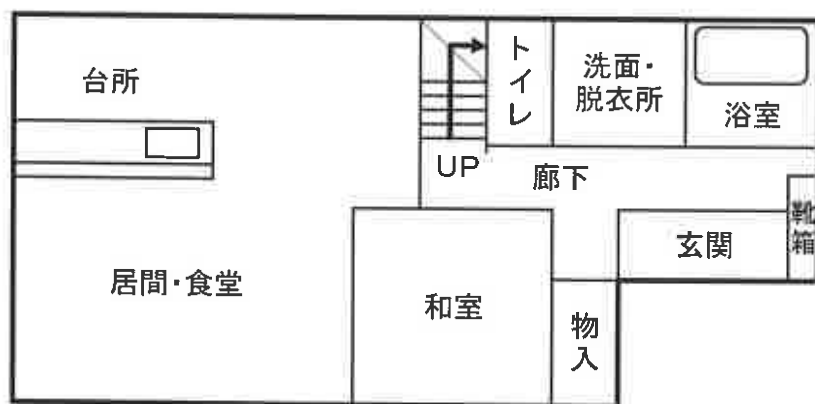
建物配置図



間取図

物件 3

1 階



2 階

